

## PCT 規則 92bis に基づく変更申請後のアクセス権の管理

2024 年 4 月以降、ePCT アクセス権（Access Rights、以下「アクセス権」）の管理（一時停止の解除、削除等）について、以前は国際事務局で一括で管理を行っていたところ、出願人（代理人）ご自身で行っていただくようになりました。（[解説動画](#)はこちら（英語））

規則 92 の 2 に基づく記録の変更が ePCT アクションの一部または書類のアップロード機能のいずれかを使用して提出された場合（受理官庁から記録変更届が届いた際も含む）、該当案件へのアクセス権が一時停止されます。当局にて規則 92 の 2 の変更申請が処理されると、アクセス権を管理するための通知「Confirm ePCT access rights」が記録されている電子メールアドレスに送付されます（[送信元は noreply@wipo.int](#)）。

ePCT アクセス権の管理が必要となる記録の変更は以下のとおりです。

- ・変更内容に関わらず、「ドキュメントアップロード」にて記録の変更を提出した場合
- ・ePCT アクションにて以下の記録が変更された場合
  1. 出願人、発明者、代理人、共通の代表者の削除
  2. 出願人、発明者、代理人、共通の代表者の名義変更
  3. 通知のためのあて名の変更、削除
- ・受理官庁に記録の変更を提出された場合（RO/113）

**Confirm ePCT access rights**

PCT/IB2024/040210 - D-Sep2024

All access rights to this application in ePCT have been suspended following the processing of a change request under Rule 92bis by the IB.

It is the responsibility of the Applicant to verify the current access rights and to keep or remove them if required by clicking on the following button

**Confirm ePCT Access Rights**

If all access rights are removed, a new [Access Rights Request](#) must be submitted to access this application in ePCT. If current access rights are kept, it is still possible to [manage access rights](#) directly in ePCT.

Date/Time	20 November 2024 17:00:01 CET
Sent to	[REDACTED]
Name	KOKUSAI Taro
Address	3-4-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 1234567
Telephone number	+8112346789

Current access rights

[REDACTED] [REDACTED] eOwner  
[REDACTED] [REDACTED] eOwner

Note: Confirm ePCT access rights request expires after 7 days.

通知には外部ページへのリンクが含まれており、出願人（代理人）は既存のアクセス権をすべて削除するか、そのまま維持するかを選択することができます。

#### ePCT アクセス権の確認

PCT/IB2024/040210

規則 92 の 2 に基づく変更権が提出されたため、この出願に対する ePCT 上の アクセス権 がすべて一時的に停止されました。出願人の責任において、下記に表示されるアクセス権を確認し、不要なものは削除してください。

	eOwner
	eOwner

すべてのアクセス権が削除された場合、この出願に対する ePCT アクセス権の取得には、新規の アクセス権取得申請 が必要になります。現在のアクセス権が保存された場合、アクセス権の管理 を ePCT 上で直接行うことができます。

アクセス権 \*

アクセス権をすべて削除する  
 現在のアクセス権を維持する  
 アクセス権に関して上記の決定を確定します \*

**確定**

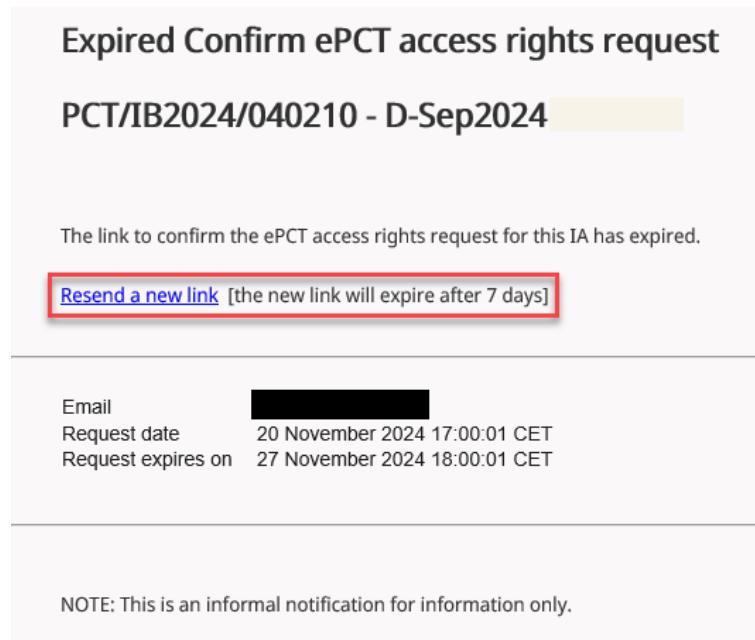
すべてのアクセス権が削除された場合、ePCT で該当案件にアクセスするために新たにアクセス権を要求することができます。

既存のアクセス権を維持した場合、ePCT での該当案件に対するアクセスが解除されます（この操作には数分かかる場合があります）。その後、ePCT でのアクセス権の管理を通常通り続けることが可能です。例えば、アクセス権の管理の手順に従って、eOwner、eEditor、eViewer を追加または削除することができます。

セキュリティ上の理由から、ePCT のアクセス権を確認するためのリンクは 7 日後に失効します。有効期限の 1 日前にリマインダーが電子メールにて送信されます。



有効期限切れを知らせる通知には、「新しいリンクを再送する」オプションが含まれていますので、必要に応じて新しいリンクを発行いただき、該当案件へのアクセス権の管理を出願人（代理人）ご自身にて行ってください。



<参考情報>

- [PCT ニュースレター-2024 年 4 月号 代理人変更後の ePCT におけるアクセス権の管理](#)
- [IA Status: Access suspended and Access rights pending confirmation](#)

<よくあるお問合せ>

1. 願書に電子メールアドレスを記載せず、アクセス権を持っている状態で規則 92 の 2 に基づく記録の変更を行い、アクセス権が一時停止された場合どうしたらよいですか？

→電子メールアドレスの記録がない場合、アクセス権を管理するための通知を受信できることになります。そうしますと、一時停止されているアクセス権を再開するステップを踏むことができず、アクセス権が停止されたままになり、ePCT へのアクセスができない状態のままになってしまいます。そのためアクセス権を取得していても、電子メールアドレスを登録していただいた方が、今後円滑にお手続きいただけるかと思います。

2. アクセス権を管理するための通知が届かない場合どうしたらよいですか？

→通知は、該当案件に登録されている電子メールアドレスに届きます。案件に登録されているメールアドレスとご自身のメールアドレスが異なる場合はご注意ください。また、通知の送信元は「[noreply@wipo.int](mailto:noreply@wipo.int)」です。